

## 成果の説明書

(氏名) 澤田 悠紀	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>【執筆】</p> <p>1. <b>Yuki SAWADA, <i>In Memory of Madama Butterfly: An Insular View on an International Convention</i></b>, in Chiara Battisti, Sidia Fiorato, Matteo Nicolini and Thomas Perrin, ISLANDS IN GEOGRAPHY, LAW, AND LITERATURE (De Gruyter, 2022)</p> <p>学術文献を専門とするドイツの老舗学術出版社 De Gruyter (創業 1749 年) から出版された学術書 ISLANDS IN GEOGRAPHY, LAW, AND LITERATURE に掲載された論考である。欧米の大学に所属する研究者からなる著者陣のなかで、唯一、アジアからの参加となった。</p> <p>東洋の女性と西洋の男性との親密な関係は古今東西さまざまな作品に描かれているのに対し、その逆を描いた作品は少ない。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」いわゆるハーグ条約をめぐる国際的議論に見られる東西の法感情の形成には、各種統計から説明が可能であるものに加え、『蝶々夫人』をはじめとするこれら作品により再投影され続ける我々の“記憶”が作用するものはないか。作品受容と法感情の観点から考察した論考である。</p> <p>2. <b>澤田悠紀「音楽教室における演奏主体」</b>ジュリスト 1570 号 235 頁 (2022 年 4 月)</p> <p>有斐閣から毎年刊行される「重要判例解説」(ジュリスト臨時増刊号)は、その前年度に国内裁判所より出された最重要判例を 100 件ほどピックアップし各分野の専門家が解説するものである。その最新版である「令和 3 年度重要判例解説」(ジュリスト 1570 号 (臨時増刊号))の【知的財産法】分野において、東京地方裁判所令和 2 年 2 月 28 日判決および知的財産高等裁判所令和 3 年 3 月 18 日判決を取り上げ、評釈を行った。</p> <p>当該事件は、所謂「ヤマハ音楽教室 対 JASRAC 事件」として、広くマスコミでも報道がなされた有名事件である。音楽教室におけるレッスン中の“演奏”行為について、音楽著作権管理団体であるところの JASRAC が著作権使用料を請求しうるか否かが争われた本事件において、東京地裁と知財高裁とで判断が分かれるところがあり、その点を中心に論考をまとめた。</p> <p>刊行の半年後、令和 3 年 10 月 24 日には同事件について最高裁判所判決が下されたことから、さらなる研究が求められるところである。</p> <p>3. <b>澤田悠紀「高崎だるまの知的財産的価値」</b>『地域科学研究所白書 2022』20 頁 (2022 年 9 月)</p> <p>2021 年度に地域科学研究所の地域課題研究費を得て遂行された研究についての成果報告である。</p> <p>本研究においては、伝統工芸品としての縁起物について知的財産法上の扱いを地域横断的に研究をする試みを行なったところ、その成果から、縁起物以外の伝統工芸品分野における「だるま」の位置付けから導かれる知的財産法上の論点についても引き続き検討をも行いたいと考えている。</p>	

【講演・口頭発表】

- **Yuki SAWADA, *Is Hokusai an auteur? Aesthetics and Authors' Rights in Meiji – Showa Japan*, Harvard Law School, U.S.A.** (2022年10月14日)

米国ハーバード大学法科大学院の招待により(2020年より新型コロナウイルス蔓延による2年間の延期を経て)2日間にわたる学会の第1日目に報告を行った。

「著作者」概念について、我が国著作権法における明治から昭和にかけての変遷を、比較法的観点から検討したものである。各地からの研究者とともに討論を行なうなかで、問題意識の鮮明化が図られた。

- **Yuki SAWADA, *Social Imagery and the Law: Madama Butterfly in the Prism of Comparative Law*, Université Catholique de Lille, FRANCE** (2022年10月27日)

仏国リールカトリック大学の招待により、10月26日～30日に開催された Biennale ECOPOSS のプログラム COLLOQUE INTERNATIONAL ET PLURIDISCIPLINAIRE DE LA THÉORIE DU DROIT: Le concept du droit et l'argumentation juridique: le passé, le present et l'avenir (27日～28日) 第1日目に報告を行った。

社会における imagery と law との関係について、特に西欧における長崎出島の日本人女性像とその法的扱いを例に比較法的観点からの報告を行なったのち、David Nelken 教授 (King's Collge London) および Satona Suzuki 教授 (SOAS, University of London) との討論を行なった。

【社会貢献活動】

- 地域科学研究所 連携公開講座「農と地域ブランド: 知的財産法の観点から」講師 (5月21日)

【研究費】

- 科研費 若手 (B) 「**建築・都市景観と知的財産法制度に関する研究**」研究代表者
- 科研費 基盤 (C) 「**農業と知的財産**」研究分担者

【教育】

- 「知的財産法 I・II」「法と経済学」「演習 I」「基礎演習」を担当した。  
ゼミは第2期生が順調な滑り出しをみせた。
- オープンキャンパスにおいて「職務発明: 発明は誰のものか?」と題した模擬講義を行なった (7月17日)。新型コロナワクチンにより有名となった mRNA ワクチン技術は「誰のものか?」という問いをもとに、特許法の基礎について数百人の参加者と共に考えた (その約1ヶ月後の8月26日、同技術をめぐりモデルナ社がファイザー社&ビオンテック社に対し特許侵害訴訟を提起した)。

2 その他の事項  
特になし

3 次年度以降の計画・抱負  
着任初年度の緊張感を保ちつつ引き続き努力したい。